特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
9	軽自動車税に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
中之条町は、軽自動車税に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
群馬県中之条町長

公表日
令和5年9月15日

[平成31年1月　様式2]

Ⅰ　関連情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	賦課期日4月1日時点で軽自動車等の定置き場を中之条町内に有する所有者に対し、車種別の年税額を賦課する。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務で取り扱う。 ①課税対象者情報の準備 ②軽自動車の登録・廃車情報の入力 ③軽自動車税の賦課決定・更正等 ④納税通知書の作成・発送 ⑤納税証明書の発行 ⑥障害者減免申請の受付
③システムの名称	軽自動車税システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー

2．特定個人情報ファイル名
軽自動車税賦課情報ファイル

3．個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一の16の項

4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	

5．評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6．他の評価実施機関

7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地　電話：0279-75-8810

8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地　電話：0279-75-8810

Ⅱ　しきい値判断項目

１．対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1）1,000人未満（任意実施） 2）1,000人以上1万人未満 3）1万人以上10万人未満 4）10万人以上30万人未満 5）30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
２．取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1）500人以上　2）500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月1日 時点	
３．重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1．提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[　　基礎項目評価書　　]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2．特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3．特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4．特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　　]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6．情報提供ネットワークシステムとの接続	[　　]接続しない（入手）	[　　]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7．特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8．監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9．従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	税務課長　関本　利久	税務課長　桑原　正	事後	平成29年4月1日付人事異動による
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	群馬県中之条町役場　税務課　資産税家屋係 〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地 ℡0279-75-8810（直通）	中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地　電話：0279-75-8810	事後	見直しにより訂正
平成29年4月1日	Ⅰ関連情報　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	群馬県中之条町役場　税務課　資産税家屋係 〒377-0494　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地 ℡0279-75-8810（直通）	中之条町役場　税務課　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091番地　電話：0279-75-8810	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報　1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務　③システムの名称	軽自動車税システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	軽自動車税システム、収納消込システム、滞納整理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅰ関連情報　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	税務課長　桑原　正	税務課長	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成29年4月1日　時点	平成31年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和1年6月28日	Ⅳリスク対策　1～9		新規	事後	様式変更に伴う新規追加
令和2年8月6日	評価の再実施				
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和2年8月6日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年4月1日　時点	令和2年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月12日	Ⅰ関連情報　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「地方税関係情報」が含まれる項（1，2，3，4，6，8，9，11，16，18，23，26，27，28，29，31，34，35，37，39，40，42，48，54，57，58，59，61，62，63，64，65，66，67，70，71，74，80，84，87，91，92，94，97，101，102，103，106，107，108，113，114，115，116，117，120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：第一欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第二欄（事務）に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項（27の項）	事前	法令改正による修正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和3年8月12日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年4月1日　時点	令和3年4月1日　時点	事後	見直しにより訂正
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和5年9月1日　時点	事後	
令和5年9月15日	Ⅱしきい値判断項目　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年4月1日　時点	令和5年9月1日　時点	事後	